

浦添市議会会議規則の一部を改正する規則

浦添市議会会議規則（昭和47年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第50条第1項中「登壇して」を「演壇又は質問席において」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。